

平成 28 年 8 月 12 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 白川 真 殿

SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 堀井 正孝 ㊟

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額

平成 28 年 6 月 30 日現在	資本金	150 百万円
	発行する株式の総数	6,000 株
	発行済株式の総数	6,000 株

最近 5 年間における主な資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

#### (2) 委託会社の機構

##### ① 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

##### ② 投資運用の意思決定機構

###### ・市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

###### ・投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される運用会議において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

###### ・運用基本方針の決定

運用会議の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される投資戦略会議において、運用基本方針が決定されます。

### ③ポートフォリオの構築

- ・運用計画書策定

投資戦略会議で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

- ・運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

- ・ポートフォリオの構築（投資運用業に限る）

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

- ・取引の執行（投資運用業に限る）

売買の執行は、投資判断を行う担当者（ファンドの主担当）と異なる担当者（同副担当者）によって行われます。

- ・投資助言の実施（投資助言・代理業に限る）

運用マネジャーは、運用計画書に基づいた投資助言を行います。

### ④運用内容の検証

- ・リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、リスク管理委員会で実施されます。

- ・コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます（以下、運用コンプライアンス・モニタリング）。運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、コンプライアンス委員会で報告されます。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成28年6月30日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2	24,962
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	2	24,962

### 3. 委託会社等の経理状況

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年12月7日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 國 本 望
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡 島 國 和
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年12月7日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S

BIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【財務諸表等】

① 【貸借対照表】

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	277,607	未払金	4,601
未収入金	5,714	未払法人税等	190
繰延税金資産	35	未払費用	359
流動資産計	283,357	預り源泉税	281
固定資産		流動負債計	5,433
有形固定資産		固定負債	
建物	※1 845	繰延税金負債	150
有形固定資産計	845	資産除去債務	596
投資その他の資産		固定負債計	746
差入保証金	4,322	負債合計	6,180
投資その他の資産計	4,322	<b>【純資産の部】</b>	
固定資産計	5,168	株主資本	
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	△ 17,653
		その他利益剰余金	△ 17,653
		繰越利益剰余金	△ 17,653
		純資産合計	282,346
資産合計	288,526	負債及び純資産合計	288,526

## ② 【損益計算書】

自 平成 27 年 12 月 7 日 至 平成 28 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科目	金額	
一般管理費		
役員報酬	2,000	
従業員給与	8,108	
法定福利費	689	
福利厚生費	181	
確定拠出年金費用	134	
派遣社員費	256	
募集費	5,650	
業務委託費	1,612	
賃借料	646	
修繕維持費	202	
減価償却費	23	
租税公課	1,495	
什器備品費	1,068	
支払報酬	142	
資産除去債務利息費用	1	
諸経費	158	
一般管理費計		22,370
営業損失		22,370
営業外収益		
受取利息	5	
営業外収益計		5
営業外費用		
雑損失	814	
営業外費用計		814
経常損失		23,180
税引前当期純損失		23,180
法人税、住民税及び事業税	△5,641	
法人税等調整額	114	
法人税等合計		△5,526
当期純損失		17,653

③ 【株主資本等変動計算書】

自平成27年12月7日至平成28年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 資 合 益 金 計	主 本 計	
		資 準 備	本 金 剰 余 合 計	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 合 計			
会 社 成 立 日 残 高	150,000	150,000	150,000	—	—	300,000	300,000	
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失				△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	
当 期 変 動 額	—	—	—	△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	△ 17,653	
当 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 17,653	△ 17,653	282,346	282,346	

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

SBIホールディングス株式会社を親会社として連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	23千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成27年12月7日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,000株	—	—	6,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収入金は、親会社に対するものであり、連結納税制度に関連して計上される短期の債権であることから、リスクは僅少であります。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	277,607	277,607	—
(2) 未収入金	5,714	5,714	—
(3) 差入保証金	4,322	4,210	112
資産計	287,645	287,532	112
(1) 未払金	4,601	4,601	—
負債計	4,601	4,601	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は返還時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(自平成27年12月7日至平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
(1)現金及び預金	277,607	—
(2)未収入金	5,714	—
(3)差入保証金	—	4,322
合計	283,321	4,322

(退職給付関係)

当事業年度(自平成27年12月7日至平成28年3月31日)

1.採用している退職給付金制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度(自平成27年12月7日至平成28年3月31日)134千円であります。

(税効果会計関係)

当事業年度 平成28年3月31日現在	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,381千円
その他	265千円
繰延税金資産小計	1,647千円
評価性引当額	△1,583千円
繰延税金資産合計	63千円
繰延税金負債	
建物	178千円
繰延税金負債小計	178千円
繰延税金資産(負債)の純額	△114千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.603%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 平成28年3月31日現在	
会社成立日残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加額	595千円
時の経過による調整額	1千円
期末残高	596千円

(セグメント情報)

当事業年度(自平成27年12月7日至平成28年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

当事業年度(自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルア セットマネジメント 株式会社	東京都港区	100	資産運用サ ービス事業 の統括・運営	(被所有) 直接 100.00%	株式の引受	設立出資	300,000	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の親会社	SBIホールディ ング株式会社	東京都港区	81,681	株式等の保 有を通じた 企業グル ープの統括・運 営等	(被所有) 間接 100.00%	役員の兼務 従業員の出向元	連結法人 税個別帰 属額の受 払	—	未収 入金	5,714
							保証金の 差入	4,322	差入保 証金	4,322

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
兄弟 会社	SBIアセットマ ネジメント株式 会社	東京都港区	400	投資運用業 及び投資助 言業	—	人件費等の立替	人件費等 の立替	12,851	未払金	2,701

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	当事業年度 自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日
1株当たり純資産額	47,057円68銭
1株当たり当期純損失	2,942円31銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日
当期純損失(千円)	17,653
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	17,653
期中平均株式数(株)	6,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成28年 8月12日

作成基準日 平成28年 6月10日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号

お問い合わせ先 業務管理部